

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2023年1月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

- 1 | 多数決による私的整理手続の導入の兆し  
～新たな事業再構築のための法制度の方向性～



- 2 | ファクタリングと倒産手続



- 3 | 契約更新後の共済事故に係る共済金請求権の帰属



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 多数決による私的整理手続の導入の兆し ～新たな事業再構築のための法制度の方向性～

北野知広  
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら

### 1 はじめに

令和3年10月、内閣に新しい資本主義実現本部(以下「実現本部」)が設置され、その具体化を進めるために、新しい資本主義実現会議(以下「実現会議」)が開催されました。同年11月には実現会議から「緊急提言(案)」が公表され、また、令和4年6月には実現本部から「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(案)」やその工程表等が公表されました。

その中で、多数決による私的整理手続が検討されており、令和4年10月には、「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」<sup>1</sup>が公表されました。

今回は、この「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」の概要と、このような検討がなされた背景(現状の私的整理手続の課題)についてご紹介いたします。

### 2 現状の私的整理手続とその課題(全員同意)

私的整理手続は、窮境にある事業者が、主に金融機関からの借入金債務を対象として、支払時期の繰延べ(以下「リスケジュール」)又は債権放棄を求める内容を含む事業再生計画案を立案して対象債権者に提示し、全対象債権者の同意を得て、事業再生計画案に沿って再建を図る手続です。

私的整理手続には、事業再生ADR手続や中小企業活性化協議会による中小企業再生支援スキーム、中小企業の事業再生等に関するガイドラインなどの準則型私的整理手続があります。原則として商取引債権については対象債権とせず、非公開で手続を進めるため、事業者は信用不安を惹起することなく、また、事業価値を毀損することなく再建を図ることが

可能となり、金融債権者としても債権の回収を極大化することができるが見込まれます。

私的整理手続は、リスケジュール又は債権放棄を求められる対象債権者の全員が事業再生計画案に同意をしなければ成立しません。そのため、経済合理性があり再建の蓋然性が高い公平公正な事業再生計画案が立案されたとしても、過去のしがらみや旧経営陣による問題行為などから同意を得られず、私的整理手続による再建を果たすことができない場合があります。このような場合に法的再建手続に移行することは必ずしも望ましくない場合もあるため、従来、多数決による私的整理手続の導入が様々な形で議論されてきました。しかし、リスケジュール又は債権放棄は対象債権者の財産権侵害を伴うため、対象債権者の同意なく裁判外の手続でリスケジュール又は債権放棄を強制することは困難とされていました。

### 3 「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」について

このような中で、今般、全ての対象債権者の同意を不要とする新たな私的整理手続の立案と法案の早期国会提出に向けて、実現会議の下に「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」が設けられて会議が開催されるとともに<sup>2</sup>、全ての対象債権者の同意を不要とする新たな私的整理手続の方向性として「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」(以下「本制度」)が立案されました。

以下、本制度の内容について、その特徴や従来の準則型私的整理手続との相違点等について、簡単にご紹介いたし

1:[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri\\_dail/siryou2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dail/siryou2.pdf)

2:[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri\\_dail/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dail/index.html)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ます。

### (1) 目的

本制度は、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の事業再構築を円滑化する」ことを目的としています。

「事業再構築」については、「新分野展開、業態転換、事業構造の変更その他の収益性の向上のための事業活動及びこれに必要な債務整理を行うことである」と定義されており、単なる債務整理による事業再生を目的とするものではなく、新分野展開等による事業再構築を円滑化することを目的としていることが、本制度の特徴の1つといえます。

### (2) 対象債権

本制度により権利変更の対象となる「対象債権」については、「事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権」と定義されています。

従来の私的整理手続では、原則として金融機関の有する貸付債権等のみを対象債権としていましたが、本制度は、債権者平等原則に基づき、原則として全債権を等しく減免の対象とするものの、事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権及び労働債権・租税債権・不法行為債権は減免の対象から除外する方向とされています。

### (3) 本制度の申立てと指定法人による審査

本制度の手続開始を申し立てる事業者は、事業者が行おうとする事業再構築の方向性等を記載した再構築概要書、債権リストや対象債権の選定理由書等を主務大臣が指定する指定法人に提出することとされています。

指定法人は、法律上の「事業再構築」の定義への該当性、

対象債権の選定の合理性が充たされていることなどについて確認を行うこととされています。

### (4) 対象債権者集会における再構築計画案の決議

指定法人は、対象債権者集会を招集・主宰し、手続や決議の適法性・公正性を監督します。また、再構築計画案(従来の事業再生計画案に相当するものと思われる。)の法令適合性等を調査し、報告書を作成することになります。

その上で、再構築計画案が決議され、多数決で可決できるとされています。

### (5) 裁判所による決議の認可と即時抗告

多数決によって可決された再構築計画案について、事業者は裁判所に対して計画認可の申立てを行うとされています。裁判所は、指定法人及び債権者の意見を聴取しつつ、後見的に決議の瑕疵の有無や清算価値保障がなされているかを判断することが予定されています。再構築計画の効力は裁判所の認可により生じることとされており、他方で、債権者は、決議の瑕疵や清算価値保障について、即時抗告により異議申立てが可能とされています。

私的整理手続と言いつつも、全員同意でない場合は裁判所の認可を得るという制度設計にした点は、本制度の大きな特徴の1つといえます。これにより、多数決による権利変更の強制に正当化根拠を付与しようとするものと考えられます。

### (6) 本制度に対して各界から提出された意見

本制度はパブリックコメントに付され(すでに意見募集は終了しています。)、日本弁護士連合会や一般社団法人全国銀行協会、全国地方銀行協会においては意見書を公開しています<sup>345</sup>。上記の特徴的な点を中心について、様々な角度から

3: [https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221115\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221115_2.pdf)

4: <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion341125.pdf>

5: [https://www.chiginkyo.or.jp/association/opinion\\_infomation/opinion/assets/news20221125.pdf](https://www.chiginkyo.or.jp/association/opinion_infomation/opinion/assets/news20221125.pdf)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

重要な意見が述べられており、今後の本制度の具体化に際し大きな影響を与えると思われます。各意見の内容は割愛いたしますが、本制度の理解にも資することから、ご興味をお持ちの方は是非ご覧ください。

また、本制度について当職なりの問題意識については、ビジネス法務2023年3月号(中央経済社)に掲載していただいておりますので、もしよろしければご一読いただければ幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## ファクタリングと倒産手続

山内 邦昭

Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

### 1 はじめに

ファクタリングという言葉が聞かれたことがあると思います。ただ、ファクタリングと一口に言っても、複数の形式があり、主として売掛債権の資金化のために行うもの(債権の売買)と、貸倒れリスクを軽減するためファクタリング会社が債務保証をする保証形式のものがあり、前者は担保付きの資金融資(すなわち、売掛債権を譲渡担保とした金銭消費貸借契約)と接近する側面があります。

そこで、法的には、債権の売買となるのか、担保付きの資金融資なのかは重要な問題となります。また、ファクタリングは、法的倒産手続との関係でも様々な論点が出てきます。本稿では、ある裁判例を題材に、ファクタリングと倒産手続について検討してみたいと思います。

### 2 裁判例について

#### (1) 事案の概要

本日紹介するのは、東京地裁令和2年9月18日判決(金融法務事情2176号68頁。「本件裁判例」)です。事案としては比較的シンプルで、原告である事業者(株式会社)と、ファクタリング業者2社(被告1、被告2)との間のファクタリング契約(形式的には債権譲渡契約です)が問題となりました。

#### (2) 当事者間の契約関係等

当事者間の契約関係はそれぞれ以下のとおりです。

原告と被告1: 売掛債権売買契約、原告が債権取立金を代理受領して速やかに被告1に引き渡す旨の業務委託契約(「本件Y1契約」)

原告と被告2: ファクタリング基本契約(債権の買取り、取立金の代理受領と引渡し)(「本件Y2契約」)

ところで、本来債権譲渡契約においては、民法において、債務者対抗要件、第三者対抗要件(債権譲渡登記等)の具備が求められております(特に前者がない限り、債権の譲受人は債務者に対して権利行使ができません)が、本件では、少なくとも債務者対抗要件は具備されていませんでした。このように、債務者対抗要件の具備を留保することは、債権譲渡の場面でままた見られる事態です。それといたしますのも、債務者対抗要件は債務者に対する債権譲渡の事実の通知または債務者の承諾であるところ、売掛債権の譲渡を債務者に通知することは、売掛債権まで譲渡するほど「しんどい」状況にあるのかという疑念を招きかねず、信用不安を惹起する可能性があるからです。

その上で、上記のとおり、原被告間では債権の取立ては原告が被告らを代理して行い、受領する約定になっています。たとえ債務者対抗要件が具備されていないとしても、債権譲渡契約の当事者間では債権譲渡契約はもちろん有効であり、債権は譲渡されてしまったこととなりますので、債権の譲渡人が弁済金を受け取れば、譲受人に渡さねばなりません。もともと、この場合債権の譲受人は債務者に対しては権利行使できませんから(債務者にとってもどこの誰とも知らない者に弁済はできません)、代わりに譲渡人が債権を取り立てて、弁済金を譲受人に渡すという過程が必要になります。

もともと、本件では、債権の譲渡人、つまり原告は、債務者から弁済された金銭の一部を被告らに引き渡していなかったようです。

### (3) 主な争点と当事者の主張

本件裁判例での主な争点は、以下の2点です。

- ① 本件Y1契約及び本件Y2契約は、公序良俗違反により無効か。
- ② 本件Y1契約及び本件Y2契約は、貸金業法42条1項により無効か。

この点に関し、原告は以下のとおり主張して、本件Y1契約と本件Y2契約が無効であると主張しました。

原告の主張:本件Y1契約及び本件Y2契約は、形式上は債権の売買契約の体裁をとっているが、当事者の意思を合理的に解釈すれば、その性質は債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約(又はそれに類似する契約)である。そうだとすると、両契約は、貸金業法(法2条1項)及び出資法(法5条, 7条)の対象であることとなり、本訴被告らは貸金業法(法47条2号, 11条1項, 3条1項)に違反して無登録で貸金業を行っている上、両契約は、売買代金名目の貸付金と取立金名目の返済金との差額で計算される実質利率が出資法の上限利率年109.5%(法8条2項, 5条3項)を大幅に超過するから、公序良俗違反(民法90条)により無効である。

被告らの主張:本件Y1契約, 本件Y2契約は、債権の売買契約及び業務委託契約であって金銭消費貸借契約ではない。

### (4) 判旨

東京地裁は、以下のとおり判示して、原告の請求を(全て)棄却しました(下線は筆者です)。

「出資法は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借」だけでなく、「手形の割引, 売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受」(法7条)もその適用対象とし、貸金業法も、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引, 売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)」(法2条1項)をその適用対象とするところ、債権譲渡契

約が担保目的であり、実質的に見て債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と認められる場合には、これに該当するものというべき」

「①本訴原告及び本訴被告Y1は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、②本件Y1契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③本訴被告Y1は、第三債務者に着目した審査基準を元に取り価格を決定していること、④本訴被告Y1が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、本訴原告に対する償還請求権を有するものではなく、本訴原告としても債権の買戻しを予定していないことが認められることからすれば、本件Y1契約は、独立した事業者である本訴原告及び本訴被告Y1が、あえて債権の売買契約という法形式を選択していることに加え、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが移転していると評価できる。

そして、対抗要件具備についてみても、確かに、本件Y1契約について対抗要件具備が猶予され、本訴原告が取立金を代理受領することとされていたものの、同時に、かかる猶予は本訴被告Y1がいつでも撤回することができることとされ(中略)、実際に債権譲渡通知書の作成等の債権譲渡通知の準備がなされており、本訴被告Y1の判断において通知可能であったこと(中略)が認められることからすれば、本訴被告Y1の譲渡債権についての権利行使が制限されていたということもできない。

さらに、本件Y1契約における売買代金は、概ね債権額面の7割から8割程度であるところ(中略)、本訴被告Y1が第三債務者の無資力リスクを負っているにも関わらず、第三債務者に対する債権譲渡通知を留保する関係上、第三債務者に対する直接の信用調査が困難であることに照らすと、その差額は担保目的であることを推認させるような大幅なものということもできない。

以上の事実を総合すると、本件Y1契約は担保の目的でなされたものとは認められないから、出資法及び貸金業法が適

用される契約であるということではない。」

「次に本件Y2契約についてみても、前記前提事実及び前記認定事実によれば、①本訴原告及び本訴被告Y2は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、②本件Y2契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③本訴被告Y2が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、本訴原告に対する償還請求権を有するものではなく、本訴原告としても債権の買戻しを予定していないこと、④対抗要件具備にかかる猶予は本訴被告Y2がいつでも撤回することができることとされていたこと、⑤本訴被告Y2は、一応譲渡債権について調査の上、概ね8割程度の買取率としていたことが認められることからすれば、本件Y2契約は、独立した事業者が形式的にも実質的にも債権に関するリスクを債権の売買により移転したものといえ、担保目的でなされたものと認めることはできない。

よって、本件Y2契約が出資法及び貸金業法が適用される契約であるということではない」

### 3 判断のポイントと倒産法との交錯

(1) 本件裁判例でも論点になっているとおり、ファクタリングにおいては、買取額と債権額との差額が大きくなるのがままあり、事後にトラブルになることがあります。本件では債権額のおよそ2割から3割をファクタリング業者が取っていたようであり、法的解釈はさておき、経済的な価値判断からすると、かなりの「高利」を取っているといえることができるでしょう。

そうしたファクタリング契約について、本件裁判例では、まず、債権譲渡形式のファクタリング契約においても、一定の要素を備える場合には、その形式にもかかわらず、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約に該当し得ることを前提にしています（実際に、数は少ないながらも、当該契約に該当すると判断した事例もあります。例えば名古屋地裁令和3年7月16日判決

(判例時報2534号76頁)。その一定の要素については、本件裁判例では明示的に規範が定立されているわけではありませんが、筆者としては、譲渡債権に関する債務不履行リスクが債権の譲受人に移転しているかどうかのポイントではないかと考えています。つまり、単なる債権の売買であれば、譲渡対象になった債権の債務不履行リスクは、債権の譲受人のみが負担することになります（譲渡人は元の債権を手放してしまっている以上当然です。）。これに対し、融資であれば、資金の出し手は融通相手の債務不履行リスクのみを負担することになります。本件に即していえば、譲渡対象になった債権の債務者の債務不履行があった場合に、債権の譲渡人に買戻しを請求することができるということであると、当該債務不履行リスクを譲渡人に転嫁していることとなります。本件裁判例もそうしたリスク移転を問題にしていると考えられます。

(2) それでは、こうした債権の譲渡形式をとるファクタリングは、倒産法との関係ではどういった問題を生むでしょうか。

この問題が最も先鋭化するののは、会社更生手続です。最近はずっかり利用件数が減ってしまった会社更生手続ですが、会社更生法上、担保権は「更生担保権」として扱われ、更生手続外で自由に権利行使することはできず、原則として、更生計画の定めるところによらねば弁済も受けられなくなります。いざという時のために担保を取って優先回収を受けようとしていたにもかかわらず、そのいざという時が来ても優先回収ができなくなるという重大な制限を受けることになってしまうわけですが（これに対して、破産や民事再生では、別除権となるため、手続外で自由に権利行使して優先弁済を受けられます。）。もしファクタリングが譲渡担保付きの融資であるとの判断になる場合、会社更生手続では重大な違いが生じることになります。

では、破産法・民事再生法との関係ではどうでしょうか。確かにこの場合、上記のとおり、仮に譲渡担保付きの金銭消費貸借であると判断されるとしても、これらの手続上は別除権と

して扱われることになるので、原則的には権利行使に支障はないこととなります。しかし、譲渡担保であると解される場合、第三者対抗要件の具備が破産手続ないし民事再生手続開始前になされていない場合には、対抗要件を失う結果、破産管財人ないし再生債務者に譲渡担保権を対抗できないこととなります(民法177条。つまり無担保の貸付けと同じものと扱われます。)。これを嫌がり、慌てて申立て直前期などのいわゆる危機時期に第三者対抗要件が具備された場合には、対抗要件否認(破産法164条1項、民事再生法129条)が問題となります。また、譲渡担保の場合には、取立委任契約の解除及び第三者債務者への通知が譲渡担保権の実行に該当すると考えられていますので、民事再生手続の場合には、担保権実行の中止命令(民事再生法31条)の対象となりうるという問題もあります。

これに対し、債権の売買であると解釈されるのであれば、別除権の問題は生じず、財産の処分行為に対する否認権行使が問題となります。この点に関し、第三者対抗要件の具備については、危機時期より前になされている必要があり、さもないと上記同様対抗要件否認の問題が生じます。もっとも、第三者対抗要件の否認がなされた後の法律関係については注意が必要です。すなわち、所有権移転取引の対抗要件具備

が否認された場合、原因行為である契約そのものが否認されたものと同視して、相手方は対価等の返還請求権を優先債権として行使できる(破産法168条、民事再生法132条の2)との解釈があります(田原睦夫ほか「注釈破産法(下)」150頁)。債権譲渡の場合に当該議論が直ちに当てはまるのかどうかは議論の余地があるかもしれませんが、債権の譲受人はこの立場に立脚して請求するでしょうから、破産管財人ないし再生債務者の側も、こうした解釈を念頭に置いて相手方と協議を行う必要が生じるでしょう。

これに対して、第三者対抗要件は危機時期前に備えられていたが、債務者対抗要件具備が危機時期後になった場合には、債務者対抗要件具備自体は否認の対象とはならないとする見解があります。この見解によれば、本件裁判例のような場合においても、仮に原告の立場にある者が危機時期後に事後的に債務者対抗要件を具備しても否認の問題にはならないということになります。

このように、一口にファクタリングといっても、その契約内容や場面に応じて多様な対応が求められることになり、倒産法との接近も生じます。こうした場合には、専門家による詳細な検討が必要になりますので、疑問点などが生じた際には是非弊所にご相談いただければと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】



## 契約更新後の共済事故に係る共済金請求権の帰属

長谷部 陽平  
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら



## 1 はじめに

破産手続の開始後も、破産者が自由財産から保険料支払を継続し、契約更新を行ったとしても、その後発生した共済事故に係る共済金請求権は破産財団に帰属する(破産者には帰属しない)と判断した東京高等裁判所の判決を紹介いたします。

## 2 事案概要

破産者は、破産手続開始決定前に自己所有建物等を目的とする火災共済契約(「本件共済契約」)を締結し、破産手続開始後も共済掛金の支払を継続し、本件共済契約は自動更新されていました。破産手続開始決定・自動更新後、保険事故(「本件火災」)が発生しました。共済連合会は、債権者不確知を供託原因として、本件火災に係る共済金を供託しました(「本件供託」)。破産管財人は、本件火災に係る共済金請求権(「本件共済金請求権」)が破産財団に帰属するとして、本件供託に係る供託金請求権を破産管財人が有することの確認を求めました。他方、破産者は、本件共済金請求権は破産者の新得財産であるとして、共済連合会に対し共済金の支払を求めました。時系列は以下のとおりです。

|            |             |
|------------|-------------|
| 平成26年8月22日 | 本件共済契約の締結   |
| 平成27年7月1日  | 破産手続開始決定    |
| 平成28年4月1日  | 本件共済契約の自動更新 |
| 平成28年4月25日 | 本件火災の発生     |
| 平成28年12月7日 | 本件供託        |

## 3 裁判所の判断

## 【結論】

東京高裁(二審)は、本件共済金請求権が破産財団に帰属

するとの判断を示した東京地裁(一審)判決を支持しました。

## 【判断理由】

## (1) 本件共済金請求権の性質(破産法34条2項該当性)

- 共済契約の共済金受取人は、当該契約の成立により、当該契約で定める共済期間内に共済事故(火災等)が発生することを停止条件とする共済金請求権を取得するものと解されるところ、この請求権は、共済事故の発生前であっても、上記受取人において処分したり、その一般債権者において差押えをしたりすることが可能であり、一般的な財産的価値を有するものであるから、破産手続開始決定前に成立した共済契約に基づいて破産者である共済金受取人が有する共済金請求権は、破産法34条2項にいう「破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことができる将来の請求権」に該当するものとして、上記受取人の破産財団に属するものと解するのが相当である(最高裁平成27年(受)第330号同28年4月28日第一小法廷判決・民集70巻4号1099頁参照)。
- 平成28年最高裁判決は、生命保険金請求権に関するものであって、その判断の射程が損害保険金の請求権の性格を有する本件共済金請求権が破産財団に帰属するか否かの問題に直ちに及ぶとはいえないとしても、それが当裁判所の前記判断の妨げとなるものではない。

## (2) 自動更新

- 本件火災発生時に存在していた本件共済契約が、平成28年4月1日に更新される前の、平成27年4月1日に更新された共済契約と別個の契約であったとしても、前記前提となる事実によれば、その更新は、更新前の共済契約所定の定

めにに基づき、何らの手続を要することなく行われ、更新前の契約と全く同一の内容で契約が継続されたものであると認められるのであり、その更新自体が、平成28年4月1日に更新される前の、平成27年4月1日に更新された共済契約の管理処分権に基づいて行われたものであるというべきである。そして、破産手続開始決定がされた場合、破産者が当該破産手続開始時において有する財産の管理処分権は、全て破産管財人に移転するのであり(破産法34条1項, 78条1項)、他方、被告Y1の破産手続上、自由財産の拡張等により、本件共済契約に基づく請求権が被告Y1の自由財産とされたことを認めるに足りる証拠はなく、平成27年4月1日に更新された共済契約についての管理処分権は、同年7月1日の破産手続開始決定以後は、破産管財人である原告に属していたものと認められる。そうすると、平成28年4月1日にされた本件共済契約の自動更新についても、それが有効であることを前提にする限り(この点は、当事者間に争いが無いものと認められる。)、破産管財人である原告の管理処分権に基づいて行われたものであると解さざるを得ず、本件火災発生時に存在していた本件共済契約は、被告Y1によって更新されたものではなく、破産管財人である原告によって更新されたものであると認めるのが相当である。そして、その後に行われた被告Y1による共済掛金の支払についても、原告によって更新された本件共済契約に係る原告の管理処分権に基づき、原告に代わって行われていたにすぎないものというべきであり、その支払がされたことから、直ちに本件共済金請求権が被告Y1に属するというはできない(なお、上記共済掛金の精算は、別途検討すべき事柄である。)。したがって、本件共済金請求権は、その発生根拠となる本件共済契約が破産手続開始決定後に自動更新されているものであっても、被告Y1の新得財産となり得る

ものではないというべきである。

- 控訴人が破産手続開始決定後にした共済掛金の支払は、破産手続との関係においては、その効力を主張することができず(破産法47条1項。同項は、規律の対象を「法律行為」と規定しているが、これには準法律行為である弁済も含まれると解される。)、被控訴人連合会が被控訴人破産管財人に対して共済掛金の支払の効果を主張することができないが、被控訴人破産管財人は、控訴人による共済掛金の弁済(支払)を追認することができる(仮に、これについて破産裁判所の許可(破産法78条2項9号)が必要であったとしても、被控訴人破産管財人は、第1事件の訴え提起に破産裁判所の許可(同法78条2項10号)を得ている以上、履行の選択の許可も得たことが推認される。))。
- 被控訴人破産管財人が控訴人を被告として本件訴えを提起したことからすると、被控訴人破産管財人は、本件共済契約の履行を選択したものと認められる(仮に、これについて破産裁判所の許可(破産法78条2項9号)が必要であったとしても、被控訴人破産管財人は、第1事件の訴え提起に破産裁判所の許可(同法78条2項10号)を得ている以上、履行の選択の許可も得たことが推認される。))。
- 本件共済契約の自動更新は、被控訴人破産管財人によりその管理処分権に基づいて行われたものと認めるのが相当であり、控訴人による共済掛金の支払は、更新された本件共済契約についての被控訴人破産管財人の管理処分権に基づいて、被控訴人破産管財人に代わって行われたにすぎないことは前判示のとおりである。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】